

自殺総合対策大綱の見直しについて

〔 令和 3 年 9 月 28 日
自殺総合対策会議決定 〕

1. 平成 29 年 7 月 25 日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」（以下「現大綱」という。）において、現大綱は、おおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、令和 3 年から見直しに向けた検討に着手する。
2. 自殺総合対策会議は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 23 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年夏頃を目途に、新たな自殺総合対策大綱（以下「新大綱」という。）の案の作成を行う。
3. 新大綱の案の作成に資するよう、自殺総合対策の推進に関する有識者会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者から意見を幅広く聴取することとする。